

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月18日(2016.2.18)

【公開番号】特開2015-91474(P2015-91474A)

【公開日】平成27年5月14日(2015.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-032

【出願番号】特願2015-26150(P2015-26150)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 6
A 6 3 F	7/02	3 0 1 C
A 6 3 F	7/02	3 5 2 F
A 6 3 F	7/02	3 5 2 L
A 6 3 F	7/02	3 2 7 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月25日(2015.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者所有の遊技用価値を使用して遊技を可能にする遊技用装置と通信可能に接続するための接続部を備え、持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される遊技機であって、

前記持点を記憶する持点記憶手段と、

該持点記憶手段に記憶されている前記持点が減少した結果遊技が続行できなくなったことを判別する持点判別手段と、

持点による遊技が行なわれない状態にするための遊技禁止手段と、

前記遊技用装置に前記遊技禁止手段で持点による遊技が行なわれない状態にした旨を示す情報を送信する送信手段とを含み、

前記遊技禁止手段は、

持点による遊技が行なわれないように定められている所定情報が前記遊技用装置から送信されてきたときに持点による遊技が行なわれない状態にする所定情報対応遊技禁止手段と、

前記持点判別手段により遊技が続行できなくなったと判別されたときに持点による遊技が行なわれない状態にする持点対応遊技禁止手段とを含み、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定する特定手段と、

持点を記憶する記憶手段を有する前記遊技用装置へ前記記憶手段が記憶する持点を更新するための前記変化量を特定可能な更新情報を送信する情報送信手段とをさらに含み、

前記情報送信手段は、前記持点対応遊技禁止手段による持点による遊技が行なわれない状態にする制御が行なわれた後、前回の更新情報の送信時点から前記持点判別手段による遊技が続行できなくなった旨の判別時点までの間ににおける、前記特定手段により特定された前記変化量を特定可能な更新情報を前記遊技用装置へ送信する、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

(1) 遊技者所有の遊技用価値（プリペイド残高、持玉あるいは貯玉）を使用して遊技を可能にする遊技用装置（カードユニット3）と通信可能に接続するための接続部（コネクタ20）を備え、持点による遊技が可能であり、入賞の発生に応じて持点が加算される遊技機（パチンコ機2）であって、

前記持点を記憶する持点記憶手段（遊技玉数カウンタ）と、

該持点記憶手段に記憶されている前記持点が減少した結果遊技が続行できなくなったことを判別する持点判別手段（図20；P台にて玉無し検知）と、

持点による遊技が行なわれない状態にするための遊技禁止手段（図20～図24；玉数制御基板17による打球発射モータ18の駆動停止）と、

前記遊技用装置に前記遊技禁止手段で持点による遊技が行なわれない状態にした旨を示す情報を送信する送信手段とを含み、

前記遊技禁止手段は、

持点による遊技が行なわれないように定められている所定情報（図21～図24；禁止要求有を含む動作指示）が前記遊技用装置から送信されてきたときに持点による遊技が行なわれない状態にする所定情報対応遊技禁止手段（図21～図24；玉数制御基板17による打球発射モータ18の駆動停止）と、

前記持点判別手段により遊技が続行できなくなったと判別されたときに持点による遊技が行なわれない状態にする持点対応遊技禁止手段（図20；P台は自動で遊技禁止にするべく玉数制御基板17による打球発射モータ18の駆動を停止する）とを含み、

遊技への使用および入賞の発生に応じた持点の変化量を特定する特定手段と、

持点を記憶する記憶手段を有する前記遊技用装置へ前記記憶手段が記憶する持点を更新するための前記変化量を特定可能な更新情報を送信する情報送信手段とをさらに含み、

前記情報送信手段は、前記持点対応遊技禁止手段による持点による遊技が行なわれない状態にする制御が行なわれた後、前回の更新情報の送信時点から前記持点判別手段による遊技が続行できなくなった旨の判別時点までの間ににおける、前記特定手段により特定された前記変化量を特定可能な更新情報を前記遊技用装置へ送信する。